

健康・保健・福祉・医療

方向性

- 人と人とのつながりを大切に、みんなで支え合う、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、生きがいを持って健やかに暮らせる地域社会を構築します。
- ライフステージに応じた健康づくりを推進するために、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の考え方のもと、各世代の保健福祉事業と連携し、切れ目のない支援を行います。
- 市民が安心して医療サービスを受診できるよう将来にわたり持続可能で質の高い医療提供体制の構築に努めます。
- 複雑化・複合化している生活課題に対応するため、地域がつながり、支え合うしくみを構築し、自助・互助・共助・公助による福祉サービスの充実など、地域共生社会の実現を目指します。
- 本格的な高齢社会を迎え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
- 対象者の属性を問わない相談支援等を実施し、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。

第1節 保健・医療の充実

第2節 地域福祉の充実

第3節 高齢者福祉の充実

第4節 障害者福祉の充実

第5節 低所得者福祉の充実

第6節 包括的な支援体制づくり

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
健康寿命の延伸		R4	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男:上回る 女:上回る	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男:上回る 女:上回る	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男:上回る 女:上回る
市民一人ひとりの人権や多様性が尊重されていて、誰もが個性と能力を発揮できる、共生・協働社会に向けた取組が進んでいると感じる市民の割合	%	R6	9.9	20.0	34.0

第1節 保健・医療の充実



現状と課題

- 本市では、「生涯を通じて、人と人がつながり・支え合い、自分らしく健やかに暮らす」を目指す姿とした「ふくふく健康21」や「下関ぶちうま食育プラン」を策定しています。これらの計画に基づき、「自然に健康になれる環境づくり」や「多様化する生活に即した健康づくり」に取り組むことにより、「主体的な健康づくりの実践」につなげていくことで、健康寿命の延伸を図っているところです。
- 市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるように、主体的な健康づくりへの取組を推進する必要があります。年々増加しているところの病について市民が正しく理解し、精神障害があっても地域で安心して生活できる体制の整備や自殺対策、さらには難病患者の日常生活を地域で支えていくネットワークを構築することが求められています。本市におけるがん検診の受診率は、全国的にも低い状況にあり、受診を促進するしくみを構築することも重要です。
- 核家族化や地域の人間関係の希薄化が深刻化する中、子育て家庭の不安感や負担感が増えています。妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につながる伴走型の相談支援を充実させ、安心して子どもを産み育て、健やかな次世代の育成につながる環境づくりを推進する必要があります。
- 医療については、市民が安心して生活するために、将来にわたり持続可能で質の高い医療提供体制の構築が求められています。このため、病院の再編・統合により医療機能の集約を図るとともに、救急医療体制の維持向上、在宅医療をはじめとするニーズの多様化や医療の高度化への対応等が必要です。
- 国民健康保険については、保険制度を維持していく上で、医療費の増大及び財源の確保が大きな課題となっており、被保険者の健康増進と医療費増加の抑制のために、特定健診の普及と保健指導を積極的に行う必要があります。



出張健康フェスタ「みんなで女性の健康を考えよう」inゆめシティ



母子手帳アプリ「ふくふく母子モ」

取組の方向

(1) 健康づくりの促進

① 生涯を通じて、人と人がつながり・支え合い、自分らしく健やかに暮らす環境整備

市民が健康や食生活に関心を持ち、気付き考えることで、自分に適した取組を実践し、主体的に健康づくりに取り組んでいくために、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころ、歯・口腔、喫煙、飲酒、健診(検診)など7つの分野で目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。また、この主体的な健康づくりの実践を推進するため、地域や社会とのつながりの再構築に取り組むとともに、多様化する生活に即した環境整備として下関版健康アプリ導入の検討など、DXの推進に取り組めます。

主な取組

- 健康づくり計画「ふくふく健康21」の推進
- 食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の推進

② 地域に密着した保健活動の充実

市内を網羅した保健センターの機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりに対する多様なニーズに対応するため、きめ細かな保健活動に努めます。

主な取組

- 総合的な保健活動拠点としての保健センター機能の充実
- 地域ごとのきめ細かな保健活動の充実

(2) 各種保健事業の推進

① 健康増進事業の推進

市民が生涯を通じて健康の保持・増進ができるように、健康教育、健康相談、健康診査・指導、普及啓発等を推進して意識の向上に努めます。特に、がん予防と早期発見を実現するためのがん検診においては、受診率向上に向けた継続的ながん検診体制の構築を目指します。

主な取組

- がん検診体制の構築

② 母子保健事業の推進

母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を行い、異常の早期発見を図るとともに、適切な指導や助言を行います。また、保健センターにおいて、妊産婦やその配偶者等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつなげたり、下関市こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携するなどして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

主な取組

- 妊産婦・乳幼児健康診査の充実
- 母子保健サービスの充実

取組の方向

③ 精神保健福祉事業の推進

精神保健福祉については、精神障害者や精神保健に課題を抱える人の保健・医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施し、精神障害者等の適切な医療の確保と社会復帰の促進を支援します。また、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」として、こころの健康に関する研修会やサポーター養成研修会を開催し、市民に対する正しい知識の普及啓発と市民のこころの健康の保持増進に努めます。

主な取組

- 精神障害者やその家族への支援の充実

④ 難病対策事業の推進

難病患者、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活を支援するため、講演会・相談会・交流会を開催し、疾病に対する理解を深めるための啓発に努めます。平常時はもとより災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。

主な取組

- 難病患者やその家族への支援の充実

⑤ 感染症予防の推進

感染症の予防及びその流行の未然防止のため、下関市感染症予防計画に基づき、定期予防接種、発生動向調査、疫学調査、各種検査等を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行います。また、結核については、早期発見のための健康診断の実施及び実施にともなう支援、結核患者に対する治療完了までの支援等を行い、結核のまん延防止を図ります。

主な取組

- 定期予防接種の実施
- 結核のまん延防止

⑥ 薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進

医薬品の適正使用に関する正しい知識や大麻等の薬物乱用の危険性について普及啓発を行い、薬の安全に関するリスクコミュニケーション(危険性の情報共有)を推進し、セルフメディケーション(自己健康管理)意識の向上を図ります。

主な取組

- 医薬品適正使用の推進
- 薬物乱用防止の普及啓発

(3) 地域の医療体制等の充実

① 救急医療体制の確保

関係機関の連携強化等により24時間救急医療体制の維持向上を図ります。

主な取組

- 24時間救急医療体制の維持向上

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標	年	基準値	目標値		
			R11年	R16年	
健康づくりに関するサービスや医療環境などが充実し、健康的な生活がしやすいと実感する市民の割合	%	R6	27.2	34.0	40.0

② 地域医療構想の推進

地域医療構想の実現を目指し、下関医療圏における地域医療の確保のための取組を推進します。

主な取組

- 下関医療圏における地域医療の確保

③ 在宅医療等の充実

高齢化の進行にともなう在宅医療需要の増大に対応し、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられることができるよう、多職種が連携した包括的な在宅医療の提供体制を整備するとともに、在宅医療に対する市民の理解の促進を図ります。

主な取組

- 包括的な在宅医療の提供体制の整備

④ 病院・診療所の充実

地方独立行政法人下関市立市民病院については、本市の医療提供体制の中で果たすべき役割を踏まえ必要な支援を行います。
豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医療を受けられるよう在宅医療及び地域包括ケアを進めるとともに、人材育成の環境整備など医療機能の充実に努めます。

主な取組

- 運営費負担金等の交付
- へき地における医療体制等の充実

⑤ 健康危機管理体制の充実

大規模災害や感染症のまん延など市民の生命、健康を脅かすおそれのある重大で危機的な事態に対し、平時から地域に存在する保健医療資源を調整するとともに、健康危機発生時には、保健医療救護活動等の必要なサービスを市民に提供するため、関係機関等と連携し、下関市災害時保健医療活動計画及び下関市健康危機対処計画に基づく対応を推進します。

主な取組

- 健康危機管理体制の整備・構築
- 災害時及び感染症のまん延時など健康危機を想定した実践的な研修、訓練等の実施

(4) 国民健康保険事業の充実

① 国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、保険料の収納率向上に努めます。
被保険者の健康増進と医療費増加の抑制のため、特定健診と保健指導に参加しやすい環境を整えます。

主な取組

- 医療費適正化の推進
- 保険料の収納率の向上
- 特定健診の啓発と保健指導の推進

〈関連個別計画〉

- 下関市地域医療の確保に関する基本計画 令和元(2019)～令和7(2025)年度
- 下関市立病院経営強化プラン 令和5(2023)～令和9(2027)年度
- 新下関市立病院に関する基本構想 令和6(2024)年度～
- 下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」 令和6(2024)～令和17(2035)年度
- 下関市食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」 令和5(2023)～令和9(2027)年度

- 下関市自殺対策計画 令和2(2020)年度～
- 下関市感染症予防計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市災害時保健医療活動計画 平成30(2018)年度～
- 下関市健康危機対処計画 令和6(2024)年度～
- 下関市国民健康保険データヘルス計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市国民健康保険特定健康診査等実施計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度



現状と課題

- 近年、人口減少や急速な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり多様化・複雑化しています。
- このような状況の中で、支援ニーズを把握し、対応するためには、住民自らが地域の生活課題に関心を持ち、理解しようとするとともに、その解決を目指して、地域で支え合い、助け合う関係やしくみを築いていくことが求められています。
- さらに、地域住民と市や関係機関等が協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいがある生活を送れるような地域共生社会の実現を目指して、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。

取組の方向

(1) 地域福祉の充実

① 地域福祉活動の推進

令和5(2023)年度から5か年を計画期間とした第4期下関市地域福祉計画に基づき、自らの力で主体的に生活課題の解決に取り組む「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政が、その「互助」の取組を支援するとともに、「公助」で提供すべき福祉サービスの充実を図り、市民や地域と協働しながら、地域社会全体で地域福祉活動を推進します。

併せて、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会との連携をさらに強化するとともに、ボランティアを含む民間活動団体への支援の充実と市民を対象とした福祉教育や啓発活動の推進に努めます。

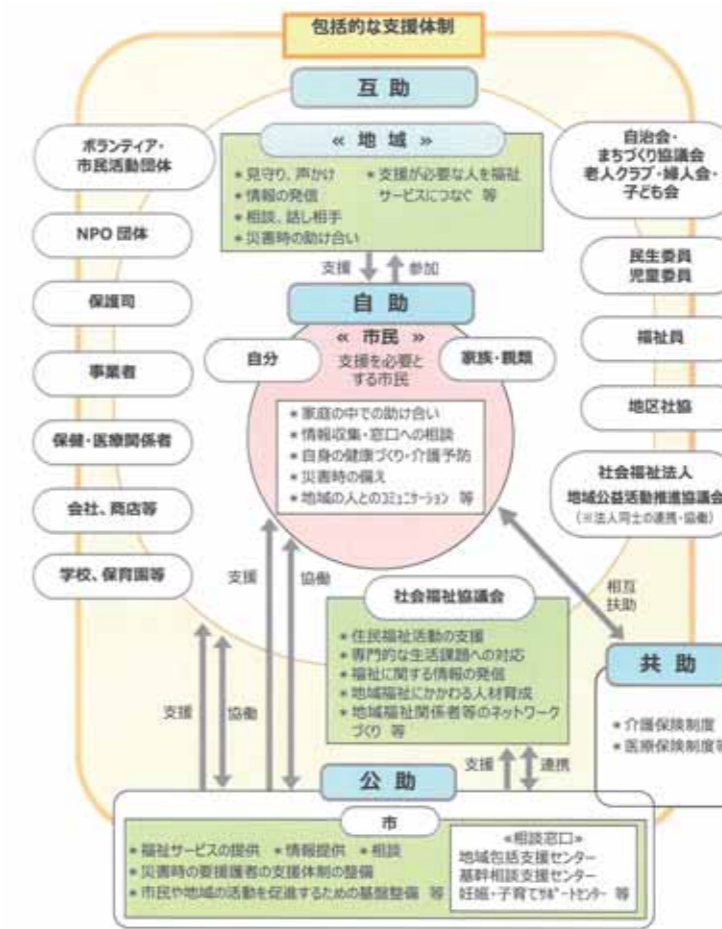
主な取組

- 地域福祉推進体制の整備
- 社会福祉協議会との連携強化
- 福祉教育や啓発活動の推進

〈目標指標〉

目標指標	年	基準値		目標値	
		R11年	R16年	R11年	R16年
日常の暮らしの中で、相談できる人や場所があると感じている市民の割合	%	R6	29.4	40.0	50.0

地域福祉のイメージ



〈関連個別計画〉 ○下関市地域福祉計画 令和5(2023)～令和9(2027)年度



現状と課題

- 高齢者人口は減少に転じましたが、高齢化率は上昇し続け、令和5(2023)年4月には36.3%に達し、全国平均の29.1%(同年同月総務省統計局人口推計「確定値」)を大きく上回っています。また、介護ニーズの高い85歳以上人口は、今後も増加することが見込まれています。
- 積極的に社会参加しようとする高齢者や、各種サービスを利用し、住み慣れた地域での自立した生活を続けている高齢者が増える一方、地域のつながりが希薄となり、地域の中で孤立し、在宅での生活が困難になったケースや、日常生活に不安や問題を抱える高齢者も増加しています。
- 今後、要介護認定者が増加すると見込まれる中、認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護認定者が地域で安心して生活が継続できるような環境づくりが必要です。
- 介護保険制度は、高齢者の生活を支え、老後の不安に 대응する不可欠な制度として定着しています。介護ニーズの高い85歳以上人口の増加にともない、介護給付費、それを支える介護保険料の増大が見込まれるため、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。
- 労働力人口の減少により、介護人材の不足も課題となっており、介護人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

取組の方向

(1) 地域共生社会の推進

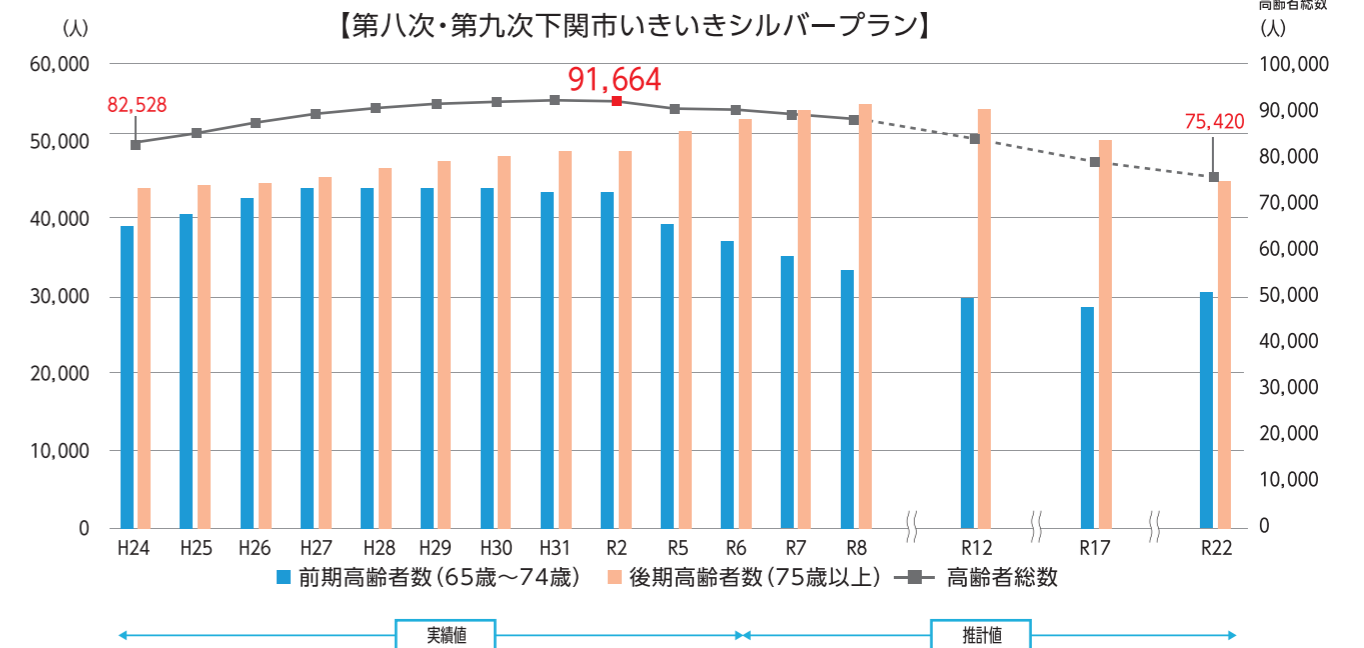
① 地域包括ケアシステムの推進のための体制整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムをさらに推進するため、複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の整備や、地域ネットワークの要となる地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の体制強化を図ります。

主な取組

- 包括的な支援体制の整備
- 地域包括支援センターの機能強化
- 在宅医療・介護連携の推進

下関市の高齢者数の推移・推計



取組の方向

② 認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指します。

主な取組

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発
- 認知症予防の推進
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の充実
- 認知症にやさしいまちづくりの推進

③ 高齢者の権利擁護の推進

各種手続きや金銭管理を行うことが困難な高齢者やその家族が、必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

主な取組

- 権利擁護の推進
- 高齢者虐待防止の取組の推進

(2) 高齢者の生活を支える環境づくりの推進

① 在宅生活の支援の充実

高齢者が在宅生活を継続するための生活支援の必要性が高まり、また、様々な社会経済情勢を背景として、必要とされる生活支援が多様化していることから、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化、地域の支え合いの活動を行う団体への支援等により、生活支援体制のさらなる充実を図るとともに、各種福祉サービスの充実や緊急時の対応に関する取組、元気な高齢者の活動を支援する取組を実施します。

また、高齢者を介護する家族の負担を軽減し、支えていくための取組や、介護離職を防止するための取組を推進します。

主な取組

- 生活支援体制の整備の推進
- 高齢者福祉サービスの推進
- 介護者への支援と介護離職防止のための取組の推進

② 生活環境の整備

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制づくりや防犯体制の整備を行います。また、高齢者に配慮した住まいや施設の普及や生活環境の充実を図るとともに、民間事業者による有料老人ホーム等の設置状況の把握やサービス基盤の整備を進めるため、関係機関と連携を図ります。

さらに、災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

主な取組

- 安心して暮らせる環境の整備
- 高齢者の住まいの確保
- 災害時支援と感染症対策の推進

取組の方向

(3) 介護予防・健康づくりの推進

① 自立支援、介護予防・重度化防止、健康づくりの推進

高齢者自身の持つ能力に応じて、介護が必要となっても自立した日常生活を送るための支援や、要介護状態となることの予防、または要介護状態等の軽減、悪化を防止する取組を行うとともに、生涯を通じた健康づくりを推進します。

② 生きがいづくりの推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であることから、高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供等、活動への参加につなげる環境づくりを推進します。

また、高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。



いきいき百歳体操



〈目標指標〉

目標指標	年	基準値		目標値	
		R6	21.8	R11年	R16年
高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送っていると思う市民の割合	%	R6	21.8	31.0	34.0

主な取組

- 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 一般介護予防事業の推進
- リハビリテーション提供体制の推進
- 健康づくりの推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

主な取組

- 参加の場づくりの推進
- 生きがい就労の推進



認知症カフェ



(4) 介護保険事業の充実

① 介護保険の適正な運営と介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実をめるとともに、在宅生活が困難な重度の要介護者に対応できるよう、必要な介護施設等の整備を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や給付費の適正化による保険財政の健全化、低所得者に対する利用料や保険料の負担軽減を図ります。介護人材の確保やICT技術・介護ロボットの活用等による介護現場の生産性向上を支援します。

主な取組

- 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

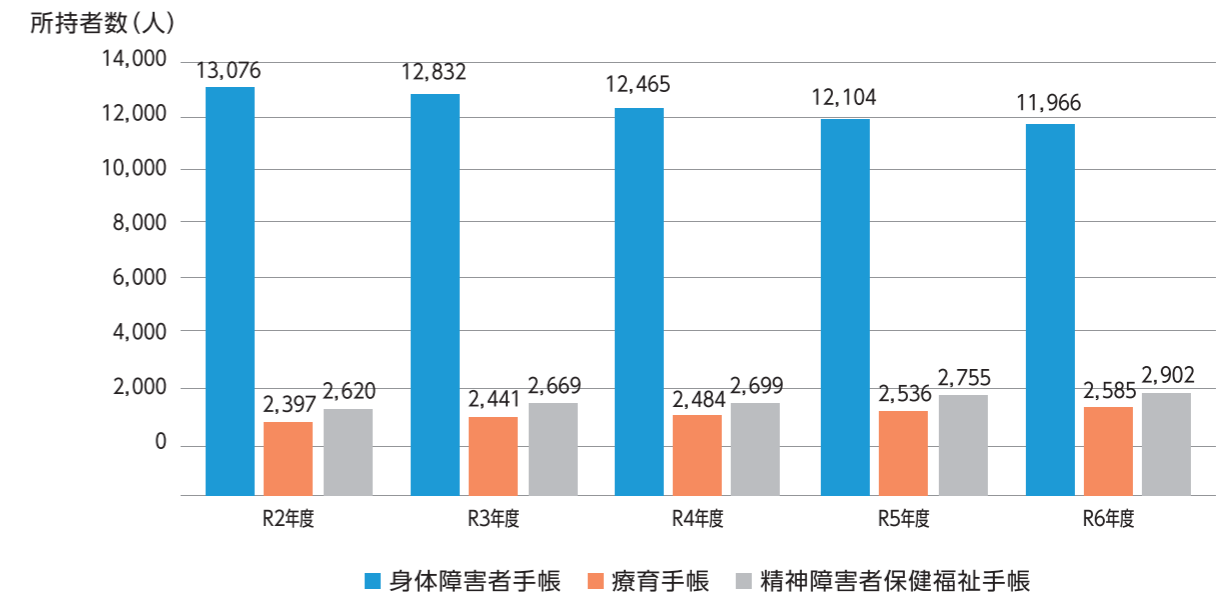
〈関連個別計画〉 ○下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画) 令和6(2024)～令和8(2026)年度



現状と課題

- 障害のあるすべての人が、障害のない人と平等に、選択の自由を持って生活を営むことができる社会の実現が求められています。
- 国においては、平成26(2014)年1月に国連の障害者権利条約を批准し、条約が目指す「障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う共生社会の実現」に向けた国内法の整備が進められました。
- 令和6(2024)年4月には改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人の権利擁護に対するさらなる取組が求められています。
- このような中、本市においては、「障害のあるすべての人が、住み慣れた地域で、家族やみんなと暮らしていける社会」、「地域との関わりの中で、自分らしく暮らしていける社会」の実現を目指し、地域の特性に応じた障害福祉サービスの計画的な推進に取り組めます。
- 労働力人口の減少により、障害福祉人材の不足も課題となっており、障害福祉人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



取組の方向

(1) 障害者への支援

① 障害者差別の解消

障害者差別解消法において行政機関に加えて、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されたこととともない、障害のある人が自分らしく暮らしていけるよう、さらなる差別解消を推進します。

② 啓発・広報活動の推進

発達障害など外見からは周囲の人が気づきにくい障害も含め、あらゆる障害に関する正しい理解の促進、福祉教育、手話の普及等を推進します。

主な取組

- 障害のある人への「合理的配慮の提供」の推進

主な取組

- 障害に関する正しい理解についての啓発活動の推進
- 手話言語条例の普及

取組の方向

③ 日常生活における支援の充実

補装具や日常生活用具の経費や障害児福祉手当等、給付金や手当の支給の充実を図ります。

主な取組

- 障害福祉サービスの推進
- 地域生活支援事業の充実
- 強度行動障害、発達障害及び高次脳機能障害のある人への生活支援体制の整備

④ 医療費助成の充実

障害のある人が適切な医療が受けられるよう重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療費等、各種医療費の支給を行い、負担の軽減に取り組みます。

主な取組

- 重度心身障害者医療費の助成
- 自立支援医療給付の支給

⑤ 障害者の権利擁護の推進

各種手続きや金銭管理等を行うことが困難な障害者が、必要な支援やサービスを受けられることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

また、障害者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、障害者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

主な取組

- 権利擁護の推進
- 障害者虐待防止の取組の推進

⑥ 障害福祉サービス提供体制の適正な運営と障害福祉サービスの充実

障害者が障害福祉サービスを必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。

また、障害福祉サービス提供体制の適正な運営を確保するため、事業者に対する研修を通じて、サービスの質の向上を図るとともに、障害福祉人材を確保し、ICT技術や介護ロボットの活用等により、障害福祉の職場環境の改善に係る取組を支援します。

主な取組

- 障害福祉職員及び相談支援専門員の人材確保・定着及び育成
- 研修による資質の向上
- 意思決定支援ガイドラインの普及促進
- ICT技術の活用等による障害福祉の職場環境の改善

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
障害のある人、その家族にとって、日常や将来の生活に不安なく暮らしやすいと思う市民の割合	%	R6	7.8	20.0	34.0
障害福祉サービスの支給決定者数	人	R5	2,347	2,610	2,860

(2) 障害児への支援

① 障害児の療育体制の充実

こども発達センター等の相談支援、訓練指導の体制の充実、児童発達支援、放課後等デイサービスの質の向上を図ります。

主な取組

- こどもの発達段階に応じた集団、個別の指導による療育訓練の充実・強化

② 相談支援体制の充実

支援が必要なこどもの早期発見と早期療育を図るため、相談支援事業所と関係機関の連携を図ります。

主な取組

- こども発達センターや相談支援事業所、その他関係機関の連携の強化

③ 医療的ケア児や強度行動障害児に対する支援体制の推進

医療・保健・教育・保育・福祉の各分野が連携して、地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児や強度行動障害児とその家族を支援します。

主な取組

- 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施
- 強度行動障害児の通所支援事業所受入の推進



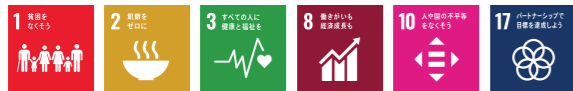
こども発達センター



こども発達センターの訓練器具

〈関連個別計画〉

- 下関市障害者計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市障害福祉計画 令和6(2024)～令和8(2026)年度
- 下関市障害児福祉計画 令和6(2024)～令和8(2026)年度



現状と課題

- 様々な要因により、失業や住居の喪失といった経済的な困窮等の状況にある世帯については、複合的な問題を抱えている場合が多く、世帯のみで自立を目指すことが困難であるため、専門的な支援の必要性があります。
- 経済的な困窮の状況にある世帯に対しては、問題解決を支援する自立相談支援、就労に向けて技能習得を支援する就労準備支援、家計の管理により経済的な自立を支援する家計改善支援、また、住居を確保するための支援等を行うことが必要となります。
- 生活保護受給者数は、ここ数年、減少傾向にあるものの、就労支援の相談件数は減少していないため、生活保護にいたる前のセーフティネットとして、自立相談支援等の役割は引き続き必要不可欠なものとなっています。

取組の方向

(1) 自立・援助対策の充実

① 生活困窮者の自立の促進

自立相談支援の充実を図り、専門的な支援機関につなぐ等、生活困窮者の自立を促進します。

② 就労支援員による就労支援の実施

専門的知識とスキルを持った就労支援員を配置し、公共職業安定所等関係機関と密接な連携を図りながら、就労による生活保護受給世帯の自立を促します。

主な取組

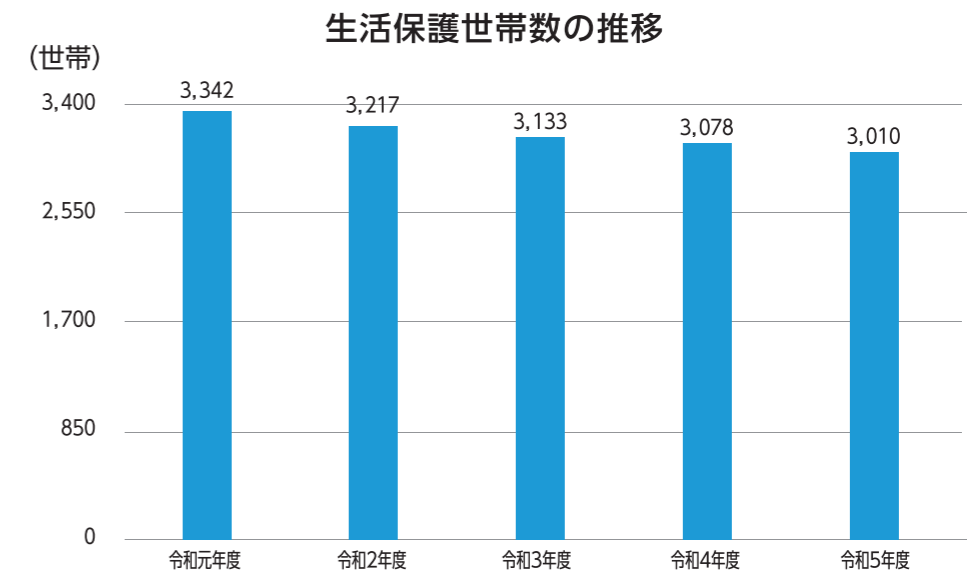
- 生活困窮者自立支援事業の着実な実施

主な取組

- 関係機関との連携による就労支援

〈目標指標〉

目標指標	年	基準値		目標値	
		R5	84.8	R11年	R16年
生活困窮者自立相談支援サービス提供率	%	R5	84.8	90.0	92.0
就労支援により就労開始や常用就職した割合	%	R5	46.0	50.0	52.0





現状と課題

- 地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。
- 令和6(2024)年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援、その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組が求められています。
- 8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。
- 生活課題を抱える人及びその世帯に対する支援体制や、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を包括的に整備し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法において法定化されている重層的支援体制の整備に取り組む必要があります。

取組の方向

(1) 包括的な支援体制の充実・強化

① 包括的な相談支援体制の実施

高齢・障害・子育て・生活困窮等の対象者や分野ごとで充実させてきた相談支援の連携を強化し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止め、抱える課題を把握し、必要な支援につなぐための相談支援体制を整備します。

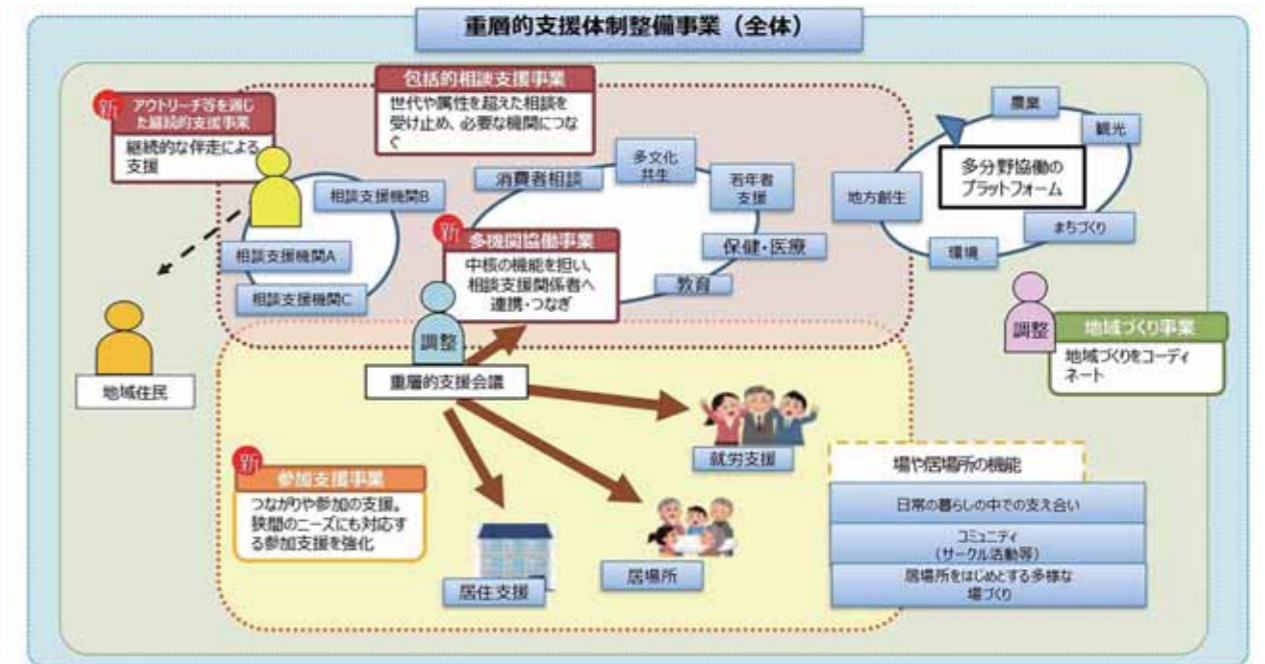
また、複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等との連携の円滑化を図るとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。

併せて、社会や人との関わりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。

主な取組

- 包括的な相談窓口の推進
- こども家庭センターの運営
- 分野横断的な関係機関による支援体制の強化
- アウトリーチ等を通じた支援の実施

重層的支援体制整備事業のイメージ図



取組の方向

〈目標指標〉

目標指標	年	基準値	目標値		
			R11年	R16年	
支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等を行った件数	件	R5	22	30	36

② 参加支援の推進

高齢・障害・子育て・生活困窮分野等の既存制度による支援を継続・推進していくとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓したりする、社会とのつながりに向けた支援を実施します。
また、孤独・孤立の状態になることの予防や、その状態にある者への適切な支援を実施します。

主な取組

- 参加支援事業の実施
- 居場所支援の実施

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を実施します。また、自治会やまちづくり協議会などの地域団体と連携し、多世代間の交流機会を創出するなど、市民の多様な活動につなげる体制を整備し、支援の輪を広げます。

主な取組

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりの推進

